

内部通報(コンプライアンス相談窓口)規程

第1章 総則

第1条(目的)

本規程は、一般社団法人全日本大学ソフトボール連盟(以下「本連盟」という。)における法令違反、定款違反、その他の不正行為(以下「法令違反等」という。)の早期発見及び是正を図るため、内部通報制度の運用及び通報者の保護に関し必要な事項を定める。

第2条(適用範囲)

本規程は、本連盟の役員、職員、加盟校の指導者、登録選手、及び退職後1年以内の者(以下「構成員等」という)に適用する。

第3条(通報対象行為)

通報の対象となる行為は、本連盟の業務執行に関わる以下の事項とする。

1. 法令、定款、または本連盟の諸規程に違反する行為。
2. 不正会計、横領、収賄等の経済犯罪。
3. ハラスメント行為、指導上の暴力、不当な差別。
4. その他、本連盟の社会的信用を著しく損なう恐れのある行為。

第2章 通報窓口及び体制

第4条(通報窓口)

1. 本連盟に、以下の内部通報窓口(以下「窓口」という。)を設置する。(1) 内部窓口:監事(またはコンプライアンス担当理事)(2) 外部窓口:本連盟が指定する弁護士事務所
2. 通報は、電子メール、書面、電話または面談により行うものとする。

第5条(通報者の義務)

通報者は、虚偽の通報、他人を誹謗中傷する通報、その他不正の目的をもって通報を行ってはならない。

第3章 通報者の保護

第6条(不利益取扱いの禁止)

1. 本連盟は、通報を行ったことを理由として、通報者に対し、解雇、降格、減給、選考からの除外、競

技出場停止、その他の不利益な取扱いをしてはならない。

2. 通報者に対して嫌がらせや報復行為を行った者は、本連盟の諸規程に基づき厳正に処分する。

第7条(秘密保持およびプライバシーの保護)

1. 窓口担当者及び調査に携わる者は、通報者の承諾を得ることなく、通報者の氏名や通報内容等の秘密を漏らしてはならない。
2. 調査に際しては、通報者が特定されないよう十分に配慮しなければならない。

第4章 調査および是正措置

第8条(受理および調査)

1. 窓口は、通報を受理したときは、速やかに内容を確認し、正当な理由がある場合は調査を開始しなければならない。
2. 調査は、中立的な立場にある者(監事または外部弁護士を含む調査委員会等)が実施する。
3. 理事等、通報対象者と直接の利害関係を有する者は、当該調査に関与できない。

第9条(是正措置および報告)

1. 調査の結果、法令違反等が確認された場合、理事会は速やかに是正措置、再発防止策、および関係者の処分を決定しなければならない。
2. 窓口は、調査結果および対応策について、通報者に遅滞なく通知するものとする(ただし、他者のプライバシーを害する恐れがある場合を除く)。

第10条(理事会および監事への報告)

窓口は、通報の受付状況および調査結果について、定期的に(または重大な事案については直ちに)監事および理事会に報告しなければならない。

第5章 附則

第11条(改定)

本規程の改定は、理事会の決議によらなければならない。

第12条(施行期日)

本規程は、2026年6月27日から施行する。